様式第二十（立入りの身分証明書）（第三十一条関係）

（表）

第　　号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第24条第２項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜すい

第24条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録特定原動機検査機関に対し、その特定原動機検査事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録特定原動機検査機関の事務所その他の事業場に立ち入り、登録特定原動機検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条　（前略）第21条から第25条までの規定は登録特定特殊自動車検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「特定原動機検査事務」とあるのは「特定特殊自動車検査事務」と（中略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第42条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第24条第１項（第27条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。